

滞納管理WTI議事（令和7年7月14日～7月18日）

②仕様書改定案（機能要件）に関するご意見

機能ID	意見の分類 (議事録から選択)	新規意見区分 (議事録から選択)	要件		意見の根拠 詳細	運用想定	現行システム区分 (議事録から選択)	対応方針				自治体構成員回答	対応方針
			修正前	修正後				大分類 (反映する、反映しない、要検討)	要件修正方針 (追加、修正、削除、変更なし、要検討)	構成員確認 (WT) 要否 (共有、意見照会、不要)	対応内容		
ー	①：要件追加	②：前回記載意見		同一人情報について税務共通機能から連携して活用すること	<p>本市では、016_地方税（共通）・各課税業務・統合収納管理を提供するX社とは別に、統合滞納管理のみY社から提供される予定です。同一人管理情報について、【016_地方税（共通）・統合収納管理】→【統合滞納管理】への連携仕様がないことを理由にX社→Y社へデータ連携しないとされています。</p> <p>統合収納管理、統合滞納管理で個別に同一人管理するのは、現実的ではないため、【016_地方税（共通）】→【統合】収納管理・(統合)滞納管理】へのデータ連携仕様で、同一人管理情報（データグループID016_011）をOUTPUTするよう意見を提出済みです。</p> <p>これに伴い、【統合滞納管理】の仕様で参照する【滞納管理】の機能要件において、【016_地方税（共通）】で登録された同一人情報を活用する旨記載願います。</p>	各システムで同一人管理を個別にするのが現実的ではないため、共通機能で管理していただくことを想定しています。	③：現行システムでは使用していない機能	要検討	要検討	意見照会	<p>【確認】 特にデジタル庁において確認。 FAQで、「共通機能はマルチベンダの場合、連携仕様になくても各税務システム及び統合収納システムに連携できる」と記載することで、デジタル庁間で共通機能から各税務システムへの連携について機能別連携仕様上全項目をプロットしなくともよくなるかと考えているが問題ないでしょうか。 その場合、デジタル庁のドキュメント上で、税の共通要件においては税務システム間で連携することを可とする旨を記載する想定はあでしょうか。</p>	<p>(E市)：意見なし (K市)：意見の根拠に記載のような理解をするベンダがいることは想定していませんでした。 FAQに記載で通常は理解されると考えますが、異なる理解をするベンダがないとは言いつけるのは難しいのではと考えます。 (C市)：（意見なし） (H市)：問題なし。 (B市)：（意見なし） (J市)：問題ないと思われる</p> <p>未定 (F市)：デジタル庁への確認項目と認識しています。 (H市)：統合収納の仕様では他にも法人の基本情報が課税情報からのみ連携されること（機能ID：0370005）となっており、例えば固定資産税のみ課税のある法人については、基本情報をどこからも連携しなくてよいことになっているなど問題があらことに感じられます。 連携問題は大変重要なことであるため、FAQに記載するのではなく、きちんと連携仕様書に記載すべき内容と考えます。 また、国保システム等のあることで「各税務システム」ではなく「各システム」が適当であると考えます。 (D市)：ご意見のとおり、各システムで同一人管理を行うことは現実的でないため、システム間で連携できる望ましいと考えます。 (A市)：既に連携に関するベンダ間調整が行われていますが、時間もかなり非常に苦慮しており、左記の対応内容が追加された場合、收拾がつかなくなることを懸念します。 また、標準仕様の目的を考慮しても、制限なく連携要件を構築できしてしまうことは問題と捉えます。 そのため、記載する場合は「連携仕様がない場合、データ要件仕様のレイアウトで連携できる」を希望します。問題提起されている「同一人管理」についてもデータ要件には定義されていることから、充足できるものと考えます。 (地方税共同機構)：特記事項無し (デジタル庁)： 統合収納管理機能は、各課税業務の実装必須機能及び実装不可機能を集約したものとします。多くの自治体において、統合収納管理や統合滞納管理が採用されていることを踏まえ規定しておりますが、標準仕様システム以外のシステムが利用することを想定し、様々な運用方法があり得ることを前提とした上での規定としていることから、統一的に定められる最低限の範囲のみ規定しております。 また、同一人管理については、地方税の基本データリストにて規定しており、当該データを任意のタイミングで出力できることは、データ要件・連携要件標準仕様書として定めていることから、税システムにおいてデータの出力は可能であると考えております。 上記より、税務システムで管理する同一人管理の情報について、統合滞納管理に提供いただくことはカスタマイズにあらず対応可能であり、当庁としては、既に考え方はお示していることから、FAQへの記載は不要と考えております。 なお、機能別連携仕様への規定については、税業務のみではなく他課税業務との調整も必要であることから、令和8年度以降に検討させていただきます。 (総務省統括アドバイザー)：情報連携の詳細について、デジタル庁は作成することを断念し、事業者同士で調整することになったと聞いている。事業者には2種類あり、パッケージベンダーと導入ベンダーに分かれるが、デジタル庁は特段区別をしていない。前者は、全国で数社であるが、後者は数十社に上り、連携が各実装環境にて調整されることになり、標準化の作業をさらに遅延させるリスクがある。これを回避するために、デジタル庁連携要件で示されないものについては、①各情報システムの要件として定義する（全国共有基準）②パッケージベンダー間で協議し調整することが有効であるとする（特に①を推奨する）。</p>	
0150332	⑥：表現の見直し	①：新規意見	以下の個人情報、調定情報、収納情報、分割納付契約情報、滞納処分情報等を滞納者管理画面で確認できること。また、滞納処分費を管理できること。	以下の個人情報、調定情報、収納情報、分割納付契約情報、滞納処分情報等を滞納者管理画面で空白表示ごとに確認できること。また、滞納処分費を管理できること。	同一人物が複数名義を保有することが想定される固定資産税について、宛名番号ごとに各種情報が管理・参照できれば、情報伝達の間違い等につながる危険性がある。（異なる共有者との固定資産税ごとに送付先や連絡先が異なる場合等）	同一人物が所有する異なる固定資産税等については、宛名番号ごとに情報管理をおこなう。	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	要検討	要検討	意見照会	<p>【確認】 事務局としては、意見元団体が記載の通り、宛名番号単位で滞納者情報は管理されると想定していたため、追記して意図をわかりやすくすることは問題ないと考えますが、構成員の業務に影響が生じるか確認させてください。 なお、記載する際は機能要件ではなく、備考に「宛名番号単位での管理を想定している」と追記する想定です。</p>	<p>(E市)：問題なし (K市)：特に問題はないと考えます。 (C市)：影響はないと考えられます。 (H市)：問題なし。 (B市)：記載の通り、宛名番号単位で滞納者情報は管理されると想定しています。 備考に「宛名番号単位での管理を想定している」と追記することで各ベンダーに伝わるなら良いです。 (J市)：影響なしと思われる (F市)：想定されているとおり宛名番号単位での管理と考えているため、追記いただくことに問題はありません。 (H市)：意見元団体の意図がいまいちわかりかねますが、本市では、酒販売の滞納処分のない証明の発行の関係上、共有宛名番号での滞納処分の登録を行ってならず、（共有宛名番号でも登録は可能）個人の宛名番号で共有宛名番号の滞納を集約して滞納処分の登録を行っている。（※各宛名番号に滞納処分の登録があると、複数の宛名を確認する必要があり、また確認漏れのリスクが高まるため。） また、分割約束も個別宛名番号と共有宛名番号をまとめて管理する場合も想定されます。 そのため、あくまで「できる規定」であり、集約して管理することも可であれば問題ありません。 (D市)：追記について問題ないと考えます。 (A市)：業務上の影響はございません。 (地方税共同機構)：特記事項無し (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。 (総務省統括アドバイザー)：当該システムの運用団体ではないが、宛名番号ではなく、他の団体内番号（税番号等）で管理している可能性はないか。収納管理は、税務分野だけでなく、その他（保険料等）にも拡大される傾向があるため、宛名番号が望ましいと考える。</p>	
015040	⑥：表現の見直し	①：新規意見	また、履行状況は自動で反映・更新されること。	また、履行状況は自動で日々反映・更新されること。	日々の収納状況を確認しううえで滞納状況を把握できるため	履行状況で分納不履行を即判断できるため	①：現行システムでパッケージ標準で実装している機能	反映する	追加	共有	<p>要件の考え方・理由に「一般的に収納は日々連携であるため、本要件も同様に日々連携を想定している」と補記する想定です。</p>	<p>(E市)：（意見なし） (K市)：日々連携は本市の実務では当然のことと考えていましたが、補記で明確化されれば望ましいと考えます。 (C市)：（意見なし） (H市)：問題なし。 (B市)：（意見なし） (J市)：（意見なし） (F市)：- (H市)：問題ありません。 (D市)：（意見なし） (A市)：承知しました。 (地方税共同機構)：特記事項無し (デジタル庁)：（意見なし） (総務省統括アドバイザー)：対応方針案に賛成する。</p>	<p>特に意見ないため、要件の考え方・理由に「一般的に収納は日々連携であるため、本要件も同様に日々連携を想定している」と補記する。</p>

